二(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　長崎県長崎市錦三丁目六八三、六八五から六八七まで、六九一、六九二、六九三の一から六九三の三まで、七〇一

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長崎県庁及び長崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千八十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年十月十七日

農林水産大臣　山本　有二

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　長崎県長崎市白木町九六九の一・一〇〇五（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、九六一の一から九六一の三まで、九六三、九六五の一から九六五の三まで、九六八、九六九の三、一〇〇六から一〇〇八まで、一〇一一の一、一〇一一の二、一〇一二の一から一〇一二の三まで、一〇一三の一、一〇一三の二、一〇一四の一、一〇一四の二、西山四丁目二九六、二九七の一から二九七の三まで、三〇九の一、三〇九の二、三川町四六の六、四六のイ、四六のロ第三

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長崎県庁及び長崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公　告

諸　事　項

基本測量関係事項公告

基本測量の測量成果を得たので、測量法（昭和24年法律第188号）第27条第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

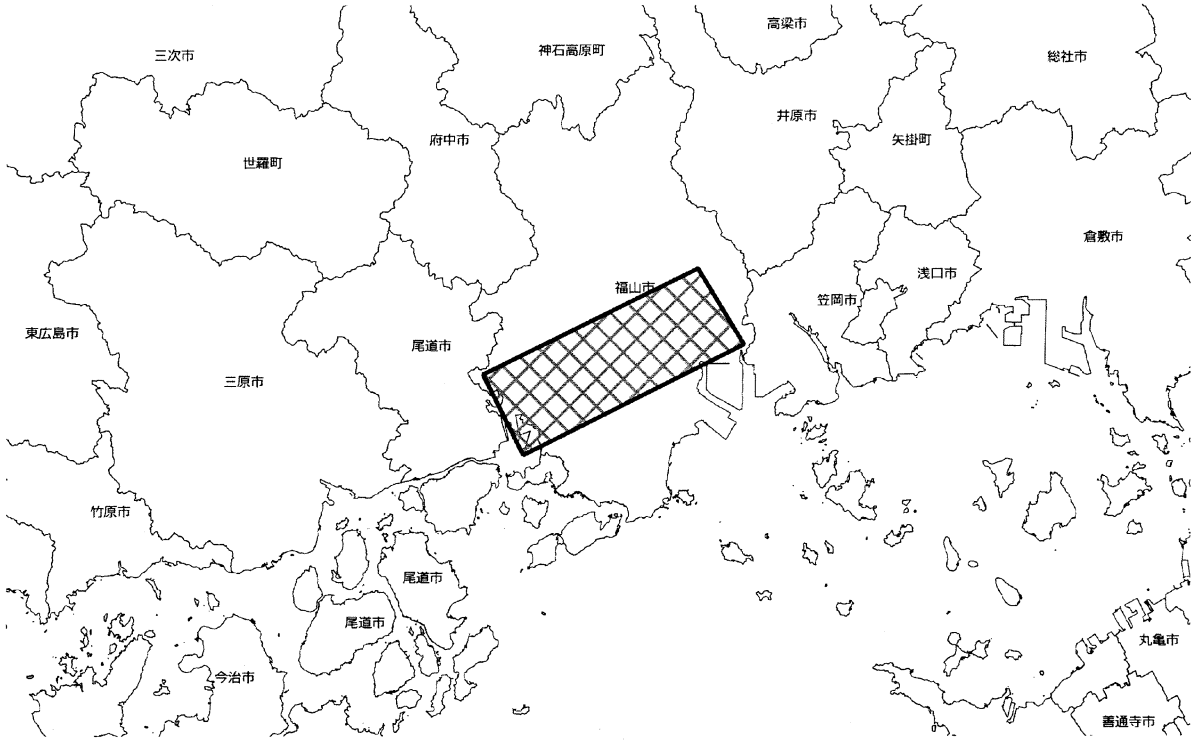
平成28年10月17日

国土交通大臣　石井　啓一

種類	地上画素寸法	実施時期	区域 整理番号	区域 地区(地方)	撮影	摘要
数値空中写真	20cm相当	平成28年	CCG－2016－1	福山	デジタル	109枚
〃	〃	〃	CSI－2016－1	今治	〃	1,122枚
〃	〃	〃	CKU－2016－29	熊本2	〃	288枚
〃	〃	〃	CKU－2016－30	阿蘇3	〃	91枚

備考　空中写真の刊行日　平成28年10月18日

福山地区



備考：　は数値空中写真の撮影範囲を示す

0　5　10　15　20　25 km